

## 学校・校長及び教職員を対象とする新たな表彰制度等について（提案）

2019年1月29日

大森 不二雄

学力向上のための総合的な取組の推進及び新たな人事評価制度の構築に当たり、学校現場の一体性にかんがみ、学力にとどまらないより幅広い観点から様々な功績に報いるため、人事評価にとどまらないインセンティブ制度について検討をお願いしたい。

1. 大阪市教育振興基本計画（平成29年3月）が掲げる2つの最重要目標である「子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現」及び「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」をはじめ、大阪市の教育のため顕著な功績があった学校・校長及び教職員を対象に、新たな表彰制度を創設することとしてはどうか。
2. 上記1の表彰制度による被表彰者（校長及び教職員）のうち、その功績が特に顕著な者については、単なる表彰状だけではなく、職員の給与に関する条例第5条第7項に基づく昇給を行うこととしてはどうか。
3. 上記1及び2の新たな表彰及び表彰による昇給の制度については、単なる勤続年数などでの評価ではなく、幅広く偏りのない対象範囲及び公正・公平な基準の設定を行い、選考に当たっては、有識者の参画する懇談会等を設け、候補者一人ひとりを丁寧かつ慎重に審査する選考方法を採用してはどうか。

## 職員の給与に関する条例（第5条の抜粋）

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第5条 職員の職務の級は、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、市規則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 職員が1の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、市規則の定めるところにより決定する。
- 4 職員の昇給は、市規則で定める日に、市規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を勤務した職員であつて当該期間における大阪市職員基本条例(平成24年大阪市条例第71号)第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第3区分に属するものとされた職員(教育委員会所管の学校(幼稚園を含む。))の職員のうち、高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受けるもの(以下「教育職員」という。)並びに消防局に所属する職員にあつては、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員)の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、市規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳(医師及び歯科医師にあつては、58歳)以上の年齢に達することとなる職員の昇給は、市規則で定める場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、同項の規定の例により算定した昇給の号給数を4で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。
- 7 前3項の規定によるもののほか、市規則で定める事由により市長が表彰を行った職員については、市規則で定めるところにより、4号給を超えない範囲で昇給させることができる。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第4項から前項まで規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、市規則で定める。